

平成26年11月10日

## 仙台市民オンブズマンの見解

### 【宮城県議会議員のニュージーランド海外視察住民訴訟提訴にあたって】

#### 1 住民訴訟提訴の理由について

仙台市民オンブズマンは、宮城県議会議員のニュージーランド海外視察に支出された360万円の返還等を求め監査請求をした。宮城県監査委員は、平成26年10月16日付で本請求を棄却した。監査委員が議会の裁量の幅を極めて広く認めて棄却の結論をだすことは予想されたことであり、この結果自体は驚くに値しない。

本件監査結果は、議員等が視察先での実際の行動は検討せずに、「目的」「目的と視察場所の合理的関連性」のみ審査して「調査研究に名を借りた観光ではない」と結論づけているが、これは監査の方法として不十分である。

当該視察は違法であると考え、本日住民訴訟を提起した。

#### 2 本監査のあり方（監査委員が協力して視察の追加報告をすること）について

(1) 本監査請求の判断にあたり監査委員は、報告書にない視察目的や内容を後付けして判断を下した。宮城県議会では、視察後に報告書を出せば視察は「終了」であるし、県民は、派遣決定の際の議会議事録と海外視察報告書（議長にのみ提出。情報公開請求しないと取得できない。）でしか視察内容が分からないのだから、このような後付けは不当である。また、監査委員が議員等の供述を鵜呑みにし、実際の「視察」がどのようなものだったのか踏み込まなかったことも不当である。

(2) 視察議員の報告書作成能力が不足していたことも考えられるが、そもそも海外視察は、議員個人がする政務活動と異なり「議会が」その議員の派遣が必要だと判断して行うものであるから、まともな報告ができない議員を海外視察に送り出すという議会の決定自体不適切である。

#### 3 本視察の評価について

(1) 『視察に名を借りた観光であったか』『違法不当であったか』という最終評価は別としても、監査結果の判断理由及び付言からは、監査委員が本視察を極めて不適切なものと判断したことは読み取れた。

監査委員の評価を別紙に抜粋するが、まともで問題がないと評価した視察場所は1箇所もない。ワイン農場に至っては、『一般の観光と異なる特別な視察ができたというような事実も特段認められない』と述べており、本件視察がいかに不適切なものであったかが白日のもとにさらされた。本視察の目的と全く関係のない『クライストチャーチ市長への震災復興支援の御礼の書状の手交』や、『七ヶ浜町長から託された感謝の言葉を伝え』たことに本視察の意義を見いだしていることが、本視察がいかに不適切であったかを物語っている。

なお、平成26年8月21日、宮城県議会議長は、本監査請求に関して『4人の視察報告書に問題があるとは思えない』とコメントしているが、監査委員の見解ともかけはなれており、不見識である。

4 宮城県議会は、速やかに現行の海外視察制度を廃止すべきである。

(1) 現行の制度には、手続だけでも以下のような問題点がある。

①議会において何ら事前審査が行われていないこと（本件企画の議会運営委員会への送付は2月17日、本会議での議決が同月18日。まともな検討がなかったことは明らか（別紙2の18日の定例会議事録も参照されたい。）。

②議会が必要を認めて派遣するにもかかわらず、報告書が議長に提出されるのみで議会で何らその成果の報告や情報共有が行われず、視察内容の検証も行われないこと（そもそも議会で視察結果を共有しないのなら議会が議員派遣の必要がない。）

③視察報告書が議長保管のみで情報公開請求しないと県民が見られないこと

④視察に行った議員自身が、その活動を積極的に公表しようとししないこと

(2) そもそも「任期中に2回まで90万円まで金を出す」という形での海外視察は「もらえるから視察（旅行）をしなければ損だ」という考えになってしまい、『視察名目での海外旅行』をする誘惑を阻止できず制度として適切でない。従って現行制度は速やかに廃止すべきである。

以上

●『報告書においては、概括的な記載にとどまっており調査の成果として、調査項目との関連を含む体系的整理やより詳細な調査結果の内容及び政策提言等を盛り込み内容を充実させるべきであった』(AMI スタジアム、イーデンパーク)

●『報告書においては、わずかな記載にとどまっており調査の成果として、調査項目との関連を含む体系的整理やより詳細な調査結果の内容及び政策提言等を盛り込み内容を充実させるべきであった』(カーボンカテドラル)

●『震災復興調査の項目のみが記載されているが、企画書においては環境保護対策の調査として位置付けられており、調査目的との整合性がとれていない面が認められるほか、トラムに関する記載がわずか一行程度と極めて不十分と言わざるを得ない。本件視察調査については、事前の準備が不十分なことが推測され、結果として搭乗調査という方法が適切でなかったため、予期した成果が得られなかった』(市内トラム搭乗視察)

●『報告書においては、概括的な記載にとどまっており、調査の成果として、調査項目との 関連を含む体系的整理やより詳細な調査結果の内容及び政策提言等を盛り込み内容を充実 させるべきであった』(マウントクック国立公園)

●『報告書においては、概括的な記載にとどまっており、調査の成果として、調査項目との 関連を含む体系的整理やより詳細な調査結果の内容及び政策提言等を盛り込み内容を充実させるべきであった』(テカポ湖畔)

●報告書においては、概括的な記載にとどまっており、調査の成果として、調査項目との 関連を含む体系的整理やより詳細な調査結果の内容及び政策提言等を盛り込み内容を充実 させるべきであった (ワイラケイ地熱発電所)

●『報告書においては、わずかな記載にとどまるとともに、農業問題・T P P対策についての具体的情報や提言等がないことは認められるところであり、派遣議員からの回答書(第6-4(7))においても、概括的な記載にとどまっている。

したがって、調査目的を果たすためには、行政機関等農業問題やT P Pについて知見のある視察先の調査も必要であったと考えられるところであり、その意味では、視察に当たっての事前の準備が不十分なため、想定した成果が得られなかった』(キウイ360、コンピータ、タウランガ酪農場)

●当該調査先においては、実地視察とともに、観光農園の関係者から話を聞いたとされているが、報告書及び派遣議員からの回答書(第6-4(8))においても、島全体の概況と当日の状況観察の概括的な記載にとどまるとともに、山元町のワイン工場への情報 提供助言等の具体的内容についても不明である。

●さらに、当該調査先は、一般の観光ツアーに組み込まれている観光施設等と変わらないところであり、一般の観光と異なる特別な視察ができたというような事実も特段認められない点などから観光目的であると疑われてもやむを得ない面があると思われる。(ワイン農場)

[http://www.kaigiroku.net/kensaku/cgi-bin/WWWframeNittei.exe?A=frameNittei&USR=mygmygk&PWD=&L=1&DU=0&R=K\\_H26\\_02180001\\_TXT\\_L0000027\\_00000572](http://www.kaigiroku.net/kensaku/cgi-bin/WWWframeNittei.exe?A=frameNittei&USR=mygmygk&PWD=&L=1&DU=0&R=K_H26_02180001_TXT_L0000027_00000572)

平成 26 年 2 月 18 日 日程第 83

△議員派遣について

○議長（安藤俊威君） 日程第八十三、議員派遣についてを議題といたします。  
お諮りいたします。

宮城県議会会議規則第百三十条第一項の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤俊威君） 御異議なしと認めます。

よって、さように決定いたしました。

.....  
議員派遣について

平成二十六年二月十八日

次のとおり議員を派遣します。

一 ニュージーランドにおける大震災対策・エネルギー対策・環境保護対策等に関する調査

（一）目的 ニュージーランドにおける大震災対策・エネルギー対策・環境保護対策・観光資源・スポーツ振興・農業問題・街づくり・産業振興等に関する調査

（二）場所 ニュージーランド

（三）期間 平成二十六年三月二十五日から平成二十六年三月三十一日まで（七日間）

（四）議員 渡辺和喜議員、佐々木征治議員、池田憲彦議員、石川光次郎議員、只野九十九議員

-----